

川俣町再生可能エネルギー発電設備の適正な配置及び維持管理に関する条例 施行規則

令和4年3月16日

川俣町規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、川俣町再生可能エネルギー発電設備の適正な配置及び維持管理に関する条例（令和4年川俣町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 条例第9条第1項の規定による協議は、事前協議書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 位置図

(2) 案内図

(3) 事業計画案に係る平面図

(4) 事業区域内の土地の公図

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(届出)

第4条 条例第11条第1項に規定する届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 確約書（様式第3号）

(2) 事業計画書（様式第4号）

(3) 発電設備の設置に係る関係法令の該当状況（様式第5号）

(4) 事業区域等状況調書（様式第6号）

(5) 地元関係者への説明会実施報告書（様式第7号）

(6) 意見書及び見解書

(7) 事業区域内の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し

(8) 保守点検及び維持管理に関する計画書（様式第8号）

(9) 撤去及び処分に関する計画書（様式第9号）

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 条例第11条第2項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書（様式第10号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて行うものとする。

(同意)

第5条 町長は、条例第12条の規定による同意を決定したときは、再生可能エネルギー発電事業（変更）同意通知書（様式第11号）により当該事業者に通知するものとする。

(着手等の届出)

第6条 条例第13条の規定による再生可能エネルギー発電事業の着手の届出は、再生可能エネルギー発電事業着手届（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第13条の規定による再生可能エネルギー発電事業の中止又は再開の届出は、再生可能エネルギー発電事業中止（再開）届（様式第13号）により行うものとする。

3 条例第13条の規定による再生可能エネルギー発電事業の終了の届出は、再生可能エネルギー発電事業終了届（様式第14号）により行うものとする。

(維持管理に関する報告)

第7条 条例第14条第2項の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等状況報告書（様式第15号）により行うものとする。

(稼働状況に関する報告)

第8条 条例第15条の規定による報告は、再生可能エネルギー発電設備等稼働状況報告書（様式第16号）により行うものとする。

(設備廃止の届出)

第9条 条例第16条第2項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電設備廃止届（様式第17号）により行うものとする。

(立入調査等)

第10条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、再生可能エネルギー発電設備立入調査員証（様式第18号）によるものとする。

(指導、助言又は勧告)

第11条 条例第18条第1項の規定による指導又は助言は、再生可能エネルギー発電事業指導・助言通知書（様式第19号）によるものとする。

2 条例第18条第2項の規定による勧告は、再生可能エネルギー発電事業勧告書（様式第20号）によるものとする。

(公表)

第12条 条例第19条第1項の規定による公表は、川俣町公告式条例（昭和30年川俣町条例第3号）に定める掲示場における掲示その他の適当と認められる方法により行うものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

この規則は、令和5年9月1日から施行する。